

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

☎ 住民保険課 ☎27-0174

後期高齢者医療資格確認書を更新します（資格確認書は1人に1枚交付されます）

薄い赤色

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	性別
生年月日	
資格取得年月日	
負担割合	有効期日
限度区分	有効期日
長期入居当日	
特定疾病区分	有効期日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	岐阜県後期高齢者 医療広域連合

受診等をされる場合は、マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証の利用登録をされた方）または、7月中旬頃にお送りする資格確認書をご使用ください。

●資格確認書一斉更新コールセンターの開設

資格確認書にご不明な点があれば、下記電話番号までお問い合わせください。

開設期間 令和7年7月1日（火）～令和7年8月29日（金）（土日祝日除く）

時間 9:00～17:00

電話番号 0570-051520

●マイナ保険証をぜひご利用ください！

マイナ保険証を使用するとデータに基づくより良い医療を受けることができます。

また、限度額適用申請がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されたりするなどのメリットがあります。

●令和7年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和7年度保険料は、令和6年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

年間保険料 (100円未満切捨て) ※年額80万円を 上限とします。	=	所得割額	+	均等割額
		被保険者の所得 ^{*1} × 9.56%		49,412円

※1 被保険者の所得金額＝総所得金額等－43万円（基礎控除額）

●保険料の軽減措置について

① 均等割額の軽減

均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)+30.5万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)+56万円×被保険者数 以下

※1 一定の給与所得がある方(給与収入が55万円を超える方)、公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

② 被用者保険[※]の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、**所得割額の負担はありません**。均等割額は、**制度に加入後2年間は5割軽減となります**。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合等の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の納め方について

保険料の納め方は、「**特別徴収**」と「**普通徴収**」の2つの方法があります。

特別徴収 (年金からのお支払い)	●年金の受給額が年額18万円以上の方 (介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方)
普通徴収 (口座振替や納付書 でのお支払い)	①特別徴収の要件に該当しない方 ②年度の途中で75歳になった方や、町外から転入した方 ③希望により、年金天引きを中止して、口座振替に変更したい方 ※ご希望の方は住民保険課後期高齢担当までお問い合わせください。

●確定申告期限後に申告された方へ

確定申告期限後に申告等された方は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、確定申告期限までの情報等に基づく資格確認書や保険料額の決定通知書をお送りし、後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行い、変更があった場合は、資格確認書や決定通知書を送り直します。これにより、特別徴収であった方が、普通徴収に切り替わることがあります。

●医療費の窓口負担割合が2割の方の配慮措置について

2割負担による外来医療の負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます。

配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、事前に登録されている口座に払い戻します。なお、配慮措置の適用となるのは、令和4年10月1日から令和7年9月30日までに受診された医療費です。